

審 第 1 9 9 4 号  
答 申 第 5 8 5 号  
令和 4 年 1 0 月 1 8 日

千葉県公安委員会

委員長 秋 口 守 國 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和 3 年 5 月 2 8 日 付 け 公 委（市原警） 発 第 6 号 による 下 記 の 諮 問 について、別紙のとおり 答 申 します。

記

諮問第 1 1 4 9 号

令和 3 年 2 月 2 8 日 付 け で 審 査 請 求 人 から 提 起 さ れ た、同 月 1 9 日 付 け 市 原 警 発 第 4 4 号、  
第 4 6 号 及 び 第 4 8 号 並 び に 同 年 3 月 1 日 付 け で 提 起 さ れ た、同 年 1 月 1 2 日 付 け 市 原 警 発  
第 7 号 で 行 っ た 行 政 文 書 不 開 示 決 定 に 係 る 審 査 請 求 に 対 す る 裁 決 に つ い て



答 申

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和3年2月19日付け市原警発第44号、第46号及び第48号並びに同年1月12日付け市原警発第7号で行った行政文書不開示決定（以下「本件各決定」という。）を取り消すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、下記2（1）については令和2年12月25日、下記2（2）から（4）までについては令和3年2月5日付けで、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件各請求の内容は次のとおりである。

- (1) 「令和2年6月19日付公委（交規）発第77号にある現在の案とあるのを正式なものとした交通規制課と市原警察署と市原市の協議について、市原市土木管理課職員（〇〇〇〇）から開示請求者は令和2年12月24日に同課カウンターで同職員は電話で協議したと聞かされたがいつ、誰がどのような協議をしたのかが記載されている書類」（以下「本件請求1」という。）
- (2) 「令和3年2月5日に〇〇〇〇地先の県道〇〇〇〇の歩道で〇〇〇〇現場責任者から「県道〇〇〇〇の工事のための道路交通法の道路使用許可をとっている。」と聞いたが、いつ許可したのかがわかる書類（決裁書類が対象、添付書類含む）」（以下「本件請求2」という。）
- (3) 「令和3年2月5日に市道〇〇〇〇に〇〇〇〇の現場責任者から「市道〇〇〇〇の道路交通法の道路使用許可はとっていない」と聞いたが、事実関係についてわかる書類（市道〇〇〇〇の改良工事及び占有関係が対象）（現地確認をした書類含む）」（以下「本件請求3」という。）

- (4) 「令和3年2月5日市原警察署1階の交通課の「①道路許可」の窓口で「市道〇〇〇〇の道路交通法の道路使用許可なしで〇〇〇〇が工事をしている。」と通報したら、「110番しろ」と対応してもらえなかったが、そのようなきまりになっているのかがわかる書類(規程の決裁書含む)(令和2年12月24日〇〇〇〇交番に通報したがもみ消された件含む)」(以下「本件請求4」という。)

### 3 実施機関の決定

実施機関は、次に掲げる本件各請求に対して、本件各請求に係る行政文書が存在しているか否かを明らかにしないで、それぞれ次に掲げる開示決定等を行った。

- (1) 本件請求1 令和3年1月12日付け市原警発第7号で行った行政文書不開示決定
- (2) 本件請求2 同年2月19日付け市原警発第44号で行った行政文書不開示決定
- (3) 本件請求3 同日付け市原警発第46号で行った行政文書不開示決定
- (4) 本件請求4 同日付け市原警発第48号で行った行政文書不開示決定

### 4 審査請求

審査請求人は、次に掲げる本件各決定を不服として、それぞれ次に掲げる審査請求を行った。

- (1) 上記3(1)の決定 同年3月1日付け審査請求
- (2) 上記3(2)の決定 同年2月28日付け審査請求
- (3) 上記3(3)の決定 同日付け審査請求
- (4) 上記3(4)の決定 同日付け審査請求

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 上記第2 4(1)の審査請求

#### (1) 審査請求の趣旨について

「令和3年1月12日付け市原警発第7号行政文書不開示決定通知書にある不開示決定処分を取消す。」との裁決を求める。

#### (2) 審査請求の理由について

ア 公務員は特定個人でないので千葉県情報公開条例第11条に該当しない。(同条例8条2号による個人の権利利益は関係ない。)

イ 公安委員会が意思決定するとした令和2年6月19日付公委(交規)発第77

号は、公安委員会の公印が押されており、正式決定の決裁がされていないために、隠すための存否を答えないとした職権濫用がある。

ウ 情報公開とは行政と県民が情報を共有するためのもので、行政がおかしな事をしたのを隠すためのものではない。

## 2 上記第2 4 (2) の審査請求

### (1) 審査請求の趣旨について

「令和3年2月19日付市原警発44号による行政文書不開示決定の処分を取消す。」との裁決を求める。

### (2) 審査請求の理由について

ア 公務員は特定個人ではない。開示しない理由に該当しない。

イ 請求人は、処分庁から別の開示請求で対象文書である（令和3年1月4日付け市原警察署第3821号）道路使用許可証（申請書含むA3・A4計8枚）の開示及び写しの交付を即ち実施している。

ウ 開示対象文書を開示しながら、関係のない理由で、故意に不開示とするのは、県民と行政が情報共有をすることを目的とした公文書開示制度の違反行為であり許されない。

## 3 上記第2 4 (3) の審査請求

### (1) 審査請求の趣旨について

「令和3年2月19日付市原警発46号による行政文書不開示決定の処分を取消す。」との裁決を求める。

### (2) 審査請求の理由について

公務員は特定個人ではない。開示しない理由に該当しない。

## 4 上記第2 4 (4) の審査請求

### (1) 審査請求の趣旨について

「令和3年2月19日付市原警発第48号による行政文書不開示決定の処分を取消す。」との裁決を求める。

### (2) 審査請求の理由について

公務員は特定個人ではない。開示しない理由に該当しない。

## 第4 実施機関の弁明要旨

## 1 本件各決定等の理由

開示請求に係る文書が存在するか否かを答えること自体が特定個人に関する情報を明らかにすることとなり、結果として、条例第8条第2号の規定により保護しようとする個人の権利利益を侵害することとなる。よって、当該文書の存否を答えることはできない。

## 2 弁明の内容

審査請求人は、本件各決定に係る審査請求の趣旨において、いずれも処分の取消しを求めていることから、本件各決定の妥当性について検討を実施した。

### (1) 上記第3 1 (2) ア、2 (2) ア、3 (2) 及び4 (2) について

審査請求人が行った開示請求は、いずれも、特定個人に関する情報について開示を求めるものであり、開示請求に係る行政文書の存否を答えること自体が、特定個人の行動内容を明らかにすることになり、当該行動内容を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。そして、条例は、何人にも開示請求権を認め、同一の請求に対しては何人にも同一の情報を開示することから、自己の個人情報の開示請求である等の事情を考慮しない。したがって、当該行動内容は、条例第8条第2号本文に規定する権利利益を侵害するものに該当し、同号ただし書の不開示情報の例外として開示する情報に該当しないことから、当該情報が審査請求人に関する情報であったとしても、不開示情報になることは明らかである。

### (2) その他の主張について

審査請求人は、上記(1)の主張のほか、上記第3 1 (2) イ、ウ及び2 (2) イのとおり主張するが、同主張は、条例の規定に基づいて行われた本件各決定に何らの影響を及ぼすものではない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件各決定

本件各請求に係る行政文書は、上記第2 2のとおりであり、次に掲げる本件各請求について、それぞれ次に掲げる書類である。

#### (1) 本件請求1 特定の協議について、特定の職員から開示請求者が特定の日に特定

の場所で当該職員は電話で協議したと聞かされたが、いつ誰がどのような協議をしたのかが記載されている書類

(2) 本件請求2 特定の日特定の場所で、特定の者から特定の通りの工事のための道路交通法(昭和35年法律第105号)の道路使用許可を取っていると聞いたが、いつ許可したのかがわかる書類

(3) 本件請求3 特定の日、特定の者から特定の市道の道路交通法の道路使用許可はとっていないと聞いたが、事実関係についてわかる書類

(4) 本件請求4 特定の日、特定の場所で、特定の通報をしたら対応してもらえなかったが、そのようなきまりになっているのかがわかる書類

本件各請求に対し、実施機関は、上記第2 3のとおり、本件各決定を行った。

これに対して、審査請求人は、本件各決定を取り消すとの裁決を求めていることから、本件各決定の妥当性について、次のとおり検討する。

## 2 本件各決定の妥当性

(1) 上記第4 2(1)のとおり、実施機関によれば、本件各請求に係る行政文書は、その存否を答えることにより、特定の個人に係る行動の内容という情報が明らかになるものであると説明する。

(2) 当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関は、本件各請求に係る開示請求書には、次に掲げる本件各請求について、それぞれ次に掲げる内容が記載されており、当該文書の存否を明らかにするだけで、当該内容を明らかにすることとなり、条例第8条第2号本文に規定する不開示情報を開示することとなることから、条例第11条の規定により本件請求を拒否したと説明する。

ア 本件請求1 「開示請求者は令和2年12月24日に同課カウンターで同職員は電話で協議したと聞かされた」

イ 本件請求2 「令和3年2月5日に〇〇〇〇地先の県道〇〇〇〇の歩道で〇〇〇〇現場責任者から「県道〇〇〇〇の工事のための道路交通法の道路使用許可はとっている。」と聞いた」

ウ 本件請求3 「令和3年2月5日に市道〇〇〇〇に〇〇〇〇の現場責任者から「市道〇〇〇〇の道路交通法の道路使用許可はとっていない」と聞いた」

エ 本件請求4 「令和3年2月5日市原警察署1階の交通課の「①道路許可」の窓口で「市道〇〇〇〇の道路交通法の道路使用許可なしで〇〇〇〇が工事をして

いる。」と通報したら、「110番しろ」と対応してもらえなかった」

(3) そこで、実施機関の説明について次のとおり検討する。

ア 当該請求書には、次に掲げる本件各請求について、それぞれ次に掲げる内容が記載されているものの、この記載からは、特定の開示請求者について、当該請求者を識別することができる情報が記載されているとは認められない。

(ア) 本件請求1 上記第2 2 (1) のとおり、特定の「協議について、市原市土木管理課職員(〇〇〇〇)から開示請求者は令和2年12月24日に同課カウンターで」「電話で協議したと聞かされた」

(イ) 本件請求2 上記第2 2 (2) のとおり、「令和3年2月5日に」特定の「歩道で〇〇〇〇現場責任者から」特定の「工事のための道路交通法の道路使用許可をとっている。」と聞いた」

(ウ) 本件請求3 上記第2 2 (3) のとおり、「令和3年2月5日に市道〇〇〇〇に〇〇〇〇の現場責任者から「市道〇〇〇〇の道路交通法の道路使用許可はとっていない」と聞いた」

(エ) 本件請求4 上記第2 2 (4) のとおり、「令和3年2月5日市原警察署1階の交通課の「①道路許可」の窓口で「市道〇〇〇〇の道路交通法の道路使用許可なしで〇〇〇〇が工事をしている。」と通報したら、「110番しろ」と対応してもらえなかった」

イ 以上のことからすると、本件各請求に係る行政文書の存否を答えたとしても、特定の個人に係る行動の内容を明らかにすることとなるとは言えないことから、上記第4 2 (1) において実施機関が説明する、個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められず、条例第8条第2号に規定する不開示情報を開示することになるとは認められない。

(4) したがって、当該文書については、本件各決定を取り消した上で、その存否を明らかにして、改めて開示決定等をすべきである。

### 3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

### 4 結論

よって、実施機関は、本件各決定を取り消すべきである。



## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 5月28日	諮問書の受付
令和3年 9月28日	審議
令和3年10月29日	審議
令和3年11月26日	審議
令和3年12月20日	審議
令和4年 1月28日	審議
令和4年 2月25日	審議
令和4年 3月23日	審議
令和4年 4月25日	審議
令和4年 5月30日	審議
令和4年 6月27日	審議

(参考)

### 千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大久保 佳 織	弁護士	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
湊 弘 美	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)